

平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震シェルターを木造住宅内に設置することにより、地震時における木造住宅の倒壊による人的被害の軽減を図ろうとする者に対する補助金の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 当該補助金交付事業は、平塚市耐震改修促進計画に基づき実施する。

3 補助金の交付に当たっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

(2) 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)

(3) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日制定)

(4) 神奈川県各市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱(平成28年4月1日施行)

(5) 補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター 住宅内の居室等の内側を鉄骨等により囲む箱型の構造物であって、当該住宅が倒壊した場合に居室等自体に安全な空間を確保することができるもので、市長が別に定めるものをいう。

(2) 木造住宅 平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱(平成21年4月1日施行。以下「木造住宅補助金交付要綱」という。)第2条第1号に定める木造住宅をいう。

(3) 所有者 耐震シェルターの設置を実施する木造住宅を所有する者をいう。

(4) 居住者 耐震シェルターの設置を実施する木造住宅に居住する者をいう。

(5) 非課税世帯 補助金の交付を受けようとする者(居住者ではない者を除く。)のいる世帯員全員について、規則第5条の規定による申請を行う年度の前2年度分の市県民税が非課税の世帯をいう。

(6) 一般世帯 非課税世帯に該当しない世帯をいう。

(7) 補助事業者等 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)又は耐震シェルターの設置工事の施工者をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、木造住宅補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震診断を実施した木造住宅であって、かつ、耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満であると判定された住宅とする。

2 前項の規定にかかわらず、明らかに建築基準法令に違反している建築物は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 所有者かつ居住者である者

(2) 耐震シェルターの設置を実施する木造住宅に配偶者又は3親等内の親族が居住してい

る所有者

- (3) 居住者（所有者であるものを除く。）
 - (4) 耐震シェルターを設置する木造住宅に居住者がいないが、自己、配偶者又は3親等内の親族が居住の用に供するために耐震シェルターの設置を実施しようとする所有者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 所有者及び居住者の同意を得ていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

3 市長は、交付の決定を受けた者が前項の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

4 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第2項第3号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う補助対象住宅内の1階部分に耐震シェルターを設置する事業とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、1件につき次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 一般世帯 補助対象事業に要した費用に2分の1を乗じて得た額（その額が25万円を超えるときは、25万円）
- (2) 非課税世帯 補助対象事業に要した費用に4分の3を乗じて得た額（その額が37万5千円を超えるときは37万5千円）

（補助金の交付申請）

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請は、補助対象事業に着手する前に、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

2 申請者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象事業費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を交付申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付等決定の通知）

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付及び不交付の決定通知は、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（補助対象事業の着手）

第9条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けるまでの間は、補助対象事業に着手（施工者との契約を含む。以下同じ。）することができない。

2 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者は、当該通知書の受領後、速やかに補助対象事業に着手するものとする。

（事業計画の変更等の承認申請）

第10条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更及び中止の申請は、平塚市耐震シェルター設置推進事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

（変更等決定の通知）

第11条 規則第8条第2項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、平塚市耐震シェルター設置推進事業計画変更・中止承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、補助対象事業の終了後速やかに、平塚市耐震シェルター設置推進事業完了実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあっては、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を実績報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第13条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

（補助事業者等の責務）

第15条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震シェルターの設置がされた住宅について、当該住宅内の家具の転倒防止に係る処理に努めるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあっては、申請者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、平塚市耐震シェルター設置推進事業消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（適用除外）

第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、この要綱の規定は、適用しない。

(1) 木造住宅補助金交付要綱に基づく耐震改修工事並びに平塚市居住用木造建築物耐震改修工事等補助金交付要綱(平成16年4月1日施行、平成18年4月1日廃止)又は平塚市居住用木造建築物耐震改修工事等補助金交付要綱(平成18年4月1日施行、平成21年4月1日廃止)に基づく耐震改修工事を含む。)に係る補助金の交付を受けた住宅

(2) 既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた住宅。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第15条の規定による市長が別に定める期間は、10年とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平塚市居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱(平成8年8月15日施行、平成18年4月1日廃止)又は平塚市居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱(平成18年4月1日施行、平成21年4月1日廃止)に基づき実施された耐震診断の結果は、この要綱の適用において、木造住宅補助金交付要綱に基づき実施された耐震診断の結果とみなす。

(有効期限)

3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金は、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。